

令和4年12月1日

流山市管工事協同組合 様
流山市指定給水装置工事事業者 様

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦
(公 印 省 略)

流山市給水装置工事施行基準の改正について

日頃から、本市水道事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度「流山市給水装置工事施行基準」(以下、現行を「旧施行基準」、改定後を「新施行基準」という。)を改正いたします。つきましては、下記により内容をご確認いただき必要な準備等ご協力をお願いします。

記

1 公表日 令和4年12月1日

(流山市上下水道局ホームページに公表します。)

2 施行期日 令和5年1月1日

※令和5年3月31日までを経過措置期間とし、申請書の図面の角度及び表示記号については、改正前の形式でも受理します。

3 改正内容

別紙「給水装置工事施行基準新旧対照表」参照

4 主な改正点

(1) 2階等に配管する場合の止水栓の設置について

旧施行基準では、給水管を2階以上又は地階に配管する場合は、その途中の容易に操作できる箇所に止水栓を設置することとしていましたが、新施行基準では任意設置としました。

(2) メーターバイパスユニットの設置について

旧施行基準では、建物内にメーターを設置する場合は、親メーターにメーターバイパスユニットを設置することを義務づけていましたが、新施行基準では、親メーターの口径が

40mm 以下の場合は任意設置としました。ただし、バイパスユニットを設置しない場合は、「親メーター交換時の断水等に関する承諾書」の提出が必要です。

(3) メーターボックスの材質について

旧施行基準では、口径 20mm～40mm のメーターボックスについては、樹脂製のものを使用することとしていましたが、新施行基準では、鋳鉄製または樹脂製のものとしました。

(4) 立面図の表記角度について

立面図は、平面図上で南北（Y 軸）方向となる管路や用具の表記角度は、真北を 0 度とし時計回りに 20°～45°回転した（右斜め上～左斜め下方向）斜線にて図示し、平面図上で東西（X 軸）方向となる管路や用具の表記角度は平面図と同様の水平線にて図示してください。

(5) 弁栓類その他の表示記号の追加

減圧弁、減圧式逆流防止弁、吸排気弁、可とう管（防震継手）の記号を追加しました。また特殊器具は品名と型番を明記してください。

(6) 完成図（竣工図）の提出について

新施行基準では、給水装置工事の施工後、施工内容に基づき完成図（竣工図）を提出することとします。

(7) オフセットの記入について

給水管の分岐工事がない場合も、既設の分岐部のオフセットを記入ください。

お問い合わせ先

- ・ 水道工務課工務係 04-7159-3233
- ・ 上下水道センター 04-7159-9925